

埼玉県中央児童相談所 会計年度任用職員（総務担当補助職員）募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

会計年度任用職員について

募集する会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2に規定されるものです。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

1 職務内容

総務担当における次の事務

- (1) 経理事務（主に需用費）に関すること
- (2) 公用車の運行管理に関すること
- (3) その他総務事務の補助に関すること

※ 多くの事務でパソコン（ワード、エクセル等）を使用します。

2 応募資格等

- (1) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※ 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) Excelによるデータ入力・集計、Wordによる文書作成、電子メールやチャットの確認・送信など、パソコンを用いた作業ができる方
- (2) 電話対応や来客対応が適切にできる方
- (3) コミュニケーション能力に優れ、誠実で協調性のある方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1) 任用期間

令和6年12月1日(日)から令和7年3月31日(月)まで

(2) 勤務日数・勤務時間

週2日(水曜日、金曜日)・午前8時30分～午後5時15分(1日当たり7時間45分)

※休憩時間：正午～午後1時(60分)

(3) 休日

原則、土曜日、日曜日、月曜日、火曜日、木曜日、国民の祝日、年始(1月1日～1月3日)

(4) 休暇

年次休暇：1日

その他の休暇等は県の規定によります。

(5) 報酬

月額：10,600円(時間額：1,367円)

※報酬額は令和6年4月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6) 期末手当及び勤勉手当

支給はありません。

(7) 交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8) 社会保険

なし

(9) 勤務場所

埼玉県中央児童相談所

所在地：〒362-0013 上尾市上尾村1242-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

- (1) 応募は下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書（写真を貼付）及び身上書に必要事項を記入の上、提出してください。ハローワークで紹介を受けて応募する方は、ハローワークからの紹介状も提出してください。

※ 第一次審査の結果と面接の日程を連絡するため、履歴書には平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分～正午、及び午後1時～午後4時15分です。
- (6) 提出いただいた応募書類は返却しません。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。結果は応募者全員に連絡します。
- (2) 第二次審査
第二次審査（面接）は随時実施します。日程については別途連絡します。
- (3) 最終結果
第二次審査後、速やかに受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒362-0013 上尾市上尾村1242-1

担当：埼玉県中央児童相談所 総務担当

電話：048-775-4152